

連携型定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業 運 営 規 程

【ケアステーションしんがい】

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人さんよう が開設するケアステーションしんがい（以下「事業所」という）が行う定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業の円滑な運営管理を図るとともに、事業所の管理者、オペレーター、計画作成責任者、定期巡回サービス及び随時対応サービスを行う訪問介護員（以下「従業者」という。）が、利用者の意志及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 従業者は、利用者が要介護状態となった場合においても、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、定期的な巡回又は随時通報により利用者の居宅を訪問し、利用者の心身の特性を踏まえ、入浴、排泄、食事等の介護、日常生活上の緊急時の対応、その他利用者が安心して居宅において生活できるようにするための援助を行い、利用者の生活を支援し心身の機能の維持回復を目指すものとする。

2 事業の実施に当っては、関係市町、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 ケアステーションしんがい
- (2) 所 在 地 福山市新涯町三丁目 19 番 27 号

(職員の種類、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1 名（常勤・オペレーター、計画作成責任者、定期巡回訪問介護員及び随時対応訪問介護員との兼務）

管理者は事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

- (2) オペレーター 1 名以上（11 名）（常勤・管理者、計画作成責任者、定期巡回訪問介護員及び随時対応訪問介護員との兼務 1 名、常勤職員・定期巡回訪問介護員及び随時対応訪問介護員との兼務 4 名、非常勤・短期入所生活介護との兼務 6 名。

利用者又はその家族からの通報を受け、訪問の要否等の必要性を判断し、訪問介護員に具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達、連絡を行う。

- (3) 計画作成責任者 1 名以上（常勤・管理者、オペレーター、定期巡回訪問介護員及び随時対応訪問介護員との兼務）

事業所に対するサービスの利用の申込みに係る調整、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成等を行う。

- (4) 定期巡回サービスを行う訪問介護員 1 名以上 (9 名) (常勤・管理者、オペレーター、計画作成責任者及び随時訪問介護員との兼務 1 名、常勤・オペレーター、随時対応訪問介護員との兼務 4 名、常勤・随時対応訪問介護員との兼務 4 名)

交通事情、訪問頻度等を勘案し、利用者に適切に定期巡回サービスを提供するために必要な数を確保する。

- (5) 随時訪問サービスを行う訪問介護員 1 名以上 (9 名) (常勤・管理者、オペレーター、計画作成責任者及び定期巡回介護員との兼務 1 名、常勤・オペレーター、定期巡回訪問介護員との兼務 4 名、常勤・定期巡回訪問介護員との兼務 4 名)

提供時間を通じて、随時訪問サービスの提供に当たる訪問介護員等を 1 以上確保されるために必要な数を確保する。

- (6) 訪問看護サービスを行う看護職員【連携先：訪問看護ステーションさんよう】

(常勤・管理者との兼務 1 名、常勤・専従 3 名、非常勤専従 1 名) 看護職員は当事業所と連携して、利用者の療養上の世話、診療の補助等のサービスの提供に当たる。提供時間帯を通じて、連絡体制に当たる看護職員を 1 以上確保されるために必要な数を確保する。

(営業日及び営業時間)

第 5 条 営業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日 年中無休とする。
- (2) 営業時間 24 時間営業とする。
- (3) 通信機器等により 24 時間常時連絡可能な体制とする。

(定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画)

第 6 条 連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を開始する際には、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、定期巡回サービス、随時対応サービス、随時訪問サービス及び訪問看護サービスの内容等を記載した定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を個別に作成する。

- 2 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成にあたっては、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成する。
- 3 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成にあたっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得る。
- 4 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を作成した際には、当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を利用者に交付する。
- 5 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成後、当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該介護計画の変更を行う。

(定期巡回・随時対応型訪問介護の内容及び利用料等)

第7条 事業所で行う連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の内容は次のとおりとする。

(1) 事業所は、「定期巡回サービス」、「随時対応サービス」、「随時訪問サービス」、連携先の訪問看護ステーション事業所による「訪問看護サービス」の提供を行う。

(2) 定期巡回サービス

事業所の訪問介護員等が、定期的に利用者の居宅を巡回して行う日常生活上の世話をを行う。

(3) 随時対応サービス

事業所が予め利用者の心身状況等を把握したうえで、オペレーターが利用者又はその家族からの通報の内容等を基に、相談援助、訪問介護員等の訪問、看護師等による対応の要否等を判断するとともに、救急車の出動要請や家族への連絡など必要な手配を行う。

(4) 随時訪問サービス

随時対応サービスにおける訪問の要否等の判断に基づき、訪問介護員等が利用者の居宅を訪問して行う日常生活上の世話をを行う。

(5) 訪問看護サービス

連携先の指定訪問看護事業所の看護職員が、利用者の居宅を訪問して行う療養上の世話又は診療の補助を行う。

2 事業者が提供するサービスの内容及び介護保険適用の範囲が変更となる場合は、利用者の了承を得て新たな計画書を作成し、説明交付の上でサービスにあたる。

3 サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。通常の事業の実施地域以外の地域を越えて行う定期巡回・随時対応型訪問介護看護に要した交通費はその実費を徴収する。ただし、自動車を使用した場合は、通常の事業の実施地域を越えた地点から路程1km当たり20円を実費として徴収する。

なお、区分支給限度額の範囲内で、通所・短期入所サービスを利用した場合には以下のとおり減算を行うものとする。

(1) 利用者が通所系サービス（通所介護、通所リハビリテーション又は認知症対応型通所介護）利用時には、利用日数に次の単位数を乗じて得た単位数を所定単位数から減算する。

(2) 利用者が短期入所系サービスの利用時には、その利用日数に応じた日割り計算を行う。

②定期巡回・随時対応型訪問介護看護費（Ⅱ）

	介護保険適用時の 基本料金 (介護報酬額)	利用者負担額 (介護報酬額の1割)	利用者負担額 (介護報酬額の2割)	利用者負担額 (介護報酬額の3割)
要介護1	54,460円	5,446円	10,892円	16,338円
要介護2	97,200円	9,720円	19,440円	29,160円
要介護3	161,400円	16,140円	32,280円	48,420円
要介護4	204,170円	20,417円	40,834円	61,251円
要介護5	246,920円	24,692円	49,384円	74,076円

②定期巡回・随時対応型訪問介護看護費（Ⅲ）

		1割負担の場合	2割負担の場合	3割負担の場合
要介護1 ↳	基本夜間訪問サービス費（1月につき）	989 単位/月	1978 単位/月	2967 単位/月
	定期巡回サービス費（1回につき）	372 単位/回	744 単位/回	1116 単位/回
要介護5	随時訪問サービス費Ⅰ（1回につき）	567 単位/回	1134 単位/回	1701 単位/回
	随時訪問サービス費Ⅱ（1回につき） （2名の訪問介護員により訪問する場合）	764 単位/回	1528 単位/回	2292 単位/回

（緊急時における対応方法）

第8条 従業者は、事業のサービス実施中に利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。この場合、速やかに管理者に報告しなければならない。

（事業の実施地域）

第9条 この事業の実施地域は、福山市日常生活圏域中央3及び隣接圏域とする。

（合鍵の管理方法及び紛失した場合の対処方法）

第10条 原則として合鍵は事務所で保管しないこととする。利用者の状況等により、協議のうえ契約を取り交わし、利用者から預かった合鍵を利用者宅に設置するキーボックスで保管することとする。万が一、合鍵を紛失した場合には、速やかに利用者及び家族に連絡するとともに、必要な対応を行う。ただし、やむを得ない場合は、事務所にて合鍵を保管する。

（感染症の予防およびまん延防止のための措置、衛生管理等）

第11条 事業所は、従業員の清潔の保持及び健康状態の管理並びに事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じる。

2 従業者が感染源となることを予防し、また従業者を感染の危険から守るため、必要な措置を講じる。

- （1）事業所における感染症の予防及びまん延防止の為の対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知をする。
- （2）事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- （3）従業者に対して、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

第12条 （業務継続計画）

1 感染症や非常災害時等の発生時において、利用者に対する指定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を継続的に実施する為及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じる。

2 従業者に対し、業務継続計画を周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。

3 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(利用者からの解除について)

第13条

1 利用者は当事業所に対し、いつでも契約の解除を申し申し出ることができます。この場合、1ヵ月以上の予告期間を持って申し出るものとし、予告期間満了日に契約は解除されます。

当事業所が次のいずれかに該当する場合には、利用者は直ちに契約を解除することができます。

2 当事業所が、正当な理由なく、介護保険法等関係法令及び居宅介護支援契約書に定めた事項を遵守せずに、サービスの提供を行った場合。

3 当事業所が、守秘義務に違反した場合。

4 当事業所が、破産等事業を継続する見通しが困難になった場合。

5 当事業所が故意又は過失によりご利用者・ご家族等の身体・財産・信用等を傷つけ、または、著しい背信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合。

(事業所からの解除について)

第14条 以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

1 ご利用者・ご家族等が、契約締結時等にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、または、不実の告知を行い、その結果、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。

2 ご利用者・ご家族等が、故意または重大な過失により事業者またはサービス従業者もしくは他の利用者等の生命・身体・財産・信用等を傷つけ、またはハラスメント等、著しい不信行為を行う等により、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。

(虐待防止に関する事項)

第15条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

1 (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施

(2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備

(3) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所職員又は家族等による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを関係市町村に通報するものとする。

3 虐待防止の為の対策をする委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知する。

4 虐待防止の為の指針を整備する。

5 前4項に定める措置を適切に実施するための担当者を置くものとする。

(身体拘束について)

第16条 事業所は原則として身体拘束を行わない。ただし、自傷他傷のおそれがある場合、利用者本人又は他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられる時、利用者家族等に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることに留意して、必要最小限の範囲で行う事がある。

2 事業者は、やむを得ず身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況

並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとする。

3 事業者は、身体拘束の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 身体拘束の適正化の為の対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知する。
- (2) 身体拘束の適正化のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化の為の研修を定期的実施する。
- (4) 前3項に定める措置を適切に実施するための担当者を置くものとする。

(ハラスメント対策の強化)

第17条 事業所内、利用者宅等において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容をしません。

- (1) 身体的な力を使って危害を及ぼす(及ぼされそうになった)行為
- (2) 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
- (3) 意に添わない性的言動、好意的態度の要求など、性的ないやがらせ行為

上記は、当該法人職員、関係事業所の方、ご利用者及びその家族等が対象となります。

②ハラスメント事案が発生した場合、マニュアル等を基に即座に対応し、再発防止の為の会議などにより、同時案件が発生しないための、再発防止策を検討します。

③職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施します。

又、定期的に話し合いの場を設け、介護現場におけるハラスメント発生状況の把握に努めます。

④ハラスメントと判断された場合には、行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の中止・解約等の措置を講じます。

(その他の運営についての留意事項)

第18条

- 1 事業の管理者は、従業者の資質向上を図るため、採用時及び年1回研修の機会を設ける。
- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族に関する秘密を保持しなければならない。
- 3 従業者であった者に業務上知り得た利用者等に係る秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を従業者との雇用契約(別紙)に明記する。
- 4 事業者は、事業の提供にあたり、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、地域の医療関係者、市町の職員等により構成される協議会(介護・医療連携推進会議)を設置し、概ね6月に1回以上開催し、事業サービスの運営状況等について、協議・報告・評価を行うものとする。
評価結果については、事業所掲示板にて掲示の上、介護サービス情報公表システムにて公表する。
- 5 本規程に定める事項の他、運営に関する重要事項については利用者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付則 この規程は、2022(令和4)年3月1日から施行する。

この規定は、2024(令和6)年4月1日から施行する。

この規定は 2024(令和6)年11月1日から施行する。